

土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則（令和4年千葉県規則第63号）

（附 則）

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人の連結親法人事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）がこの規則の施行の日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。）における当該連結法人の短期所有に係る土地の譲渡等（改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六十九第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をいう。）に関する改正後の土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則第一条及び第二条の規定の適用については、同規則第一条中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法」と、「第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第六十三条第三項第五号イ」とあるのは「第六十八条の六十九第三項第五号イ」と、同規則第二条第一項中「第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ又は第六十三条第三項第五号イ」とあるのは「第六十八条の六十九第三項第五号イ」とする。